

●香川県告示第348号

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成23年9月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程
香川県造林事業補助金交付規程（昭和36年香川県告示第487号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第1条 県は、<u>森林の有する県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の維持及び増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、造林事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において事業に要する経費について香川県造林事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(事業の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>森林環境保全直接支援事業 森林資源を活用した持続的な森林経営を実現するため、集約化等により費用の低減を図りつつ、計画的に行う森林施業及びこれに必要な作業の用に供する道（県が定める指針に適合するものに限る。）の開設等を行う事業</u></p> <p>(2) <u>環境林整備事業 計画的な間伐を実施することが困難であること等の理由により森林の所有者等による整備が困難な森林のうち、生物の多様性の保全等の観点から森林施業が必要なもの又は気象上の原因により被害を受けたものについて、事業主体と森林の所有者等との間で締結する協定（本事業による森林施業の実施後おおむね10年間は、当該事業に係る森林の皆伐を行わない旨を定めたものに限る。）に基づいて行う広葉樹林又は広葉樹及び針葉樹が混生する森林への転換に向けた森林施業、</u></p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第1条 県は、<u>民有林の重視すべき機能に応じた計画的な造林を推進するため、造林事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において事業に要する経費について香川県造林事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(事業の種類等)</p> <p>第2条 事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>育成林整備事業 育成林の整備を推進することを目的として行う次の事業</u></p> <p>ア <u>公的森林整備推進事業 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条の2第1号ロに規定する水源かん養機能等維持増進森林であつて森林所有者による整備が進み難い森林等について、分収方式又は市町のあっせんによる森林整備を行う事業</u></p> <p>イ <u>流域育成林整備事業 流域における育成林の整備の推進を図るための森林整備を行う事業</u></p> <p>(2) <u>共生環境整備事業 森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業</u></p> <p>ア <u>森林空間総合整備事業 森林法施行規則第9条の2第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う事業</u></p> <p>イ <u>絆の森整備事業 市民の参加による森林整備又は野生動物との共存</u></p>

気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林等、保全松林緊急保護整備（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫（以下「松くい虫」という。）が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において行う公益的機能の高い健全な松林の整備又は同条第7項に規定する樹種転換をいう。以下同じ。）等を行う事業

2 略

3 補助の率は、知事が別に定める基準に基づいて査定した事業に要する経費の10分の4（森林の所有者等による整備が困難な森林等における分収方式による森林施業、分収方式の解除後の森林施業又は市町のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な作業の用に供する道の整備にあっては10分の5、保全松林緊急保護整備にあっては10分の7）とする。

のための森林整備を行う事業

(3) 機能回復整備事業 森林の基礎的な機能の回復を目的として行う次の事業

ア 保全松林緊急保護整備事業 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫（以下「松くい虫」という。）が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は同条第7項に規定する樹種転換を行う事業

イ 特定森林造成事業 林木の成長が不良な森林又は耕作放棄地等の現に森林でない箇所を対象として、土壌改良、植栽等を行う事業

ウ 被害地等森林整備事業 森林災害による被害地等で森林整備を行う事業

(4) 里山エリア再生事業 里山エリア再生交付金実施要綱（平成18年3月31日付け17林整整第1019号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する里山エリア再生計画に基づき行う次の事業

ア 居住地森林環境整備事業 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林整備を行う事業

イ 居住環境基盤整備事業 山村地域の活性化、林業従事者の定住の促進等を図るための生活環境の改善等に資する施設の整備を行う事業

ウ 地域創造型整備事業 里山エリア再生計画に定める目標及び指標の達成に必要な、計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備を行う事業

2 略

3 補助の率は、知事が別に定める基準に基づいて査定した事業に要する経費の10分の4（公的森林整備推進事業^{さすな}にあっては10分の5、森林空間総合整備事業（用地等の取得を除く。）、絆の森整備事業（用地等の取得を除く。）、保全松林緊急保護整備事業及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。）にあっては10分の7）とする。ただし、松くい虫が運ぶ線虫類により林木の本数被害率が5パーセント以上の被害を受けた林分の林木伐採跡地について行う事業、伐採木を搬出し、かつ、集積する作業を伴う

事業及び人工林等に侵入してきた竹の除去又は竹林跡地で行う人工造林に係る事業については、知事が別に定める基準に基づいて査定した事業に要する経費の10分の5（森林空間総合整備事業（用地等の取得を除く。）^{きんぎょ}、絆の森整備事業（用地等の取得を除く。）、保全松林緊急保護整備事業及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。））にあつては、10分の8）とする。

4 前項の場合において、その事業が、松くい虫が運ぶ線虫類により林木の本数被害率が5パーセント以上の被害を受けた林分の林木伐採跡地について行う事業、伐採木を搬出し、かつ、集積する作業を伴う事業及び人工林等に侵入してきた竹の除去又は竹林跡地で行う人工造林に係る事業であるときは、同項に規定する率にそれぞれ10分の1を加えて得た率をもって同項に規定する率とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月16日から施行する。
- 2 改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成23年度分以降の補助金について適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。